

○群馬県警察山岳捜索救助隊設置運用要綱の制定について (例規通達)

平成 16 年 4 月 8 日

群本例規第 26 号 (地) 警察本部長

[沿革] 平成 22 年 3 月群本例規第 6 号 (務)、23 年 3 月第 6 号 (地) 改正

山岳遭難に係る捜索・救助体制を確立するため、群馬県警察山岳捜索救助隊設置運用要綱を別添のとおり制定したから、誤りのないようにされたい。

なお、群馬県警察山岳捜索救助隊の設置及び運用について (平成 15 年 6 月 25 日付け群地第 164 号通達) は、廃止する。

別添

群馬県警察山岳捜索救助隊設置運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、群馬県警察山岳捜索救助隊 (以下「山岳救助隊」という。) の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 編成

- 1 山岳救助隊は山岳救助隊長 (以下「隊長」という。) 及び山岳救助隊員 (以下「隊員」という。) をもって構成し、その編成は別に定める。
- 2 地域部地域課長 (以下「地域課長」という。) は、隊員の中からあらかじめ班長を指定しておくものとする。

第 3 地域課長等の責務

- 1 地域課長は、山岳救助隊全般の業務を掌握し、山岳救助隊の運営、教養訓練その他の管理に当たるものとする。
- 2 隊長は、地域課長の命を受け、隊員を指揮し、安全かつ効果的な救助活動を行うとともに、山岳遭難発生時の現地における総合運用及び地域部地域課航空隊との調整に当たるものとする。
- 3 班長は、隊長を補佐し、隊員を指揮するものとする。

第 4 隊員の指定、解除等

- 1 隊長は、地域部地域課 (以下「地域課」という。) に勤務する警察官のうち、地域課長が指定するものとする。
- 2 所属長は、所属内の職員のうち、隊員として適性を有するものを選定の上、山岳捜索救助隊員推薦名簿 (別記様式第 1 号) により、地域課長を経て警察本部長 (以下「本部長」という。) に推薦するものとする。
- 3 本部長は、前記 2 の推薦に係る者が隊員として適当であると認めた場合は、山岳捜索救助隊員指定書 (別記様式第 2 号) により、その指定を行うものとする。
- 4 本部長は、隊員が健康その他の理由により指定を継続することが不相当であると認めた場合は、その指定を解除するものとする。

5 地域課長は、山岳搜索救助隊員名簿（別記様式第3号）及び山岳搜索救助隊員調査票（別記様式第4号）を地域課に備え付けるものとする。

第5 指導班員の指定

地域課長は、警察本部勤務員のうち、登山技術の優れた者若干名を山岳救助隊の指導及び支援を目的とする指導班員として選抜することができる。この場合において、地域課長は当該選抜した者を本部長に推薦するものとし、本部長は推薦に係る者が指導班員として適当であると認めたときは、山岳搜索救助隊指導班員指定書（別記様式第5号）によりその指定を行うものとする。

第6 運用要領

山岳救助隊の運用要領は、次のとおりとする。

1 出動要請

警察署長（以下「署長」という。）は、管内において山岳遭難が発生した場合において、山岳救助隊の出動が必要であると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにし、地域課長を経て本部長に出動を要請するものとする。

- (1) 遭難の発生日時及び場所
- (2) 遭難の概要及び現場の状況
- (3) 出動を必要とする人員及び装備資機材
- (4) その他参考事項

2 派遣

地域課長は、広範囲かつ長期間に及ぶ搜索を必要とする山岳遭難が発生した場合において、その必要を認めたときは、派遣する隊員を選定し、任務及び派遣先を明示した上、所属長を経て派遣を命ずるものとする。

3 派遣隊員の活動要領等

派遣された隊員は、隊長又は派遣先の署長の指揮下で活動するものとし、救助活動を適切かつ効率的に行うため、市町村等の関係機関、山岳関係者等との緊密な連携を図るものとする。

4 報告

隊長は、隊員が出動した場合は、その結果を山岳搜索救助隊活動記録票（別記様式第6号）により、地域課長を経て本部長に報告するものとする。

第7 隊員の心構え

隊員は、平素から体力の錬成及び技術の修得に努めるほか、自己の所属する管内の山岳等の実態把握に努め、出動に当たっては、署長等に対する搜索活動への適切なアドバイスを行うなどその目的を達成するよう努めること。

第8 教養訓練

地域課長は山岳救助隊の登山技術、救助技術等の向上を図るため、必要により隊員を招集し、及び教養訓練を実施し、隊長はその実施結果を山岳搜索救助隊訓練実施結果報告書（別記様式第7号）により、地域課長を経て本部長に報告するものとする。

第9 服装等

山岳救助隊の服装等は、別に定める。

第10 妙義山警備隊

1 設置

山岳救助隊に、妙義山警備隊を置く。

2 編成

- (1) 妙義山警備隊は、隊長及び隊員をもって編成する。
- (2) 隊長は、富岡警察署員のうち、山岳救助隊の班長に指定されたものをもって充てる。
- (3) 隊員は、富岡警察署下仁田交番の勤務員のうち、山岳救助隊員に指定されたものをもって充てる。

3 任務

妙義山警備隊は、妙義山及びその周辺地域（富岡警察署及び安中警察署の管轄区域内に限る。）における登山者等の遭難事故の防止及び遭難者の救助に当たることを任務とする。

4 運用要領

妙義山警備隊の運用は、第6の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 富岡警察署長は、管内において山岳遭難が発生した場合において、妙義山警備隊の出動が必要であると認めるときは、その指揮下で活動させること。
- (2) 安中警察署の管内における妙義山警備隊の運用は、次により行うこと。
 - ア 安中警察署長は、管内において山岳遭難が発生した場合において、妙義山警備隊の出動が必要であると認めるときは、富岡警察署長に出動を要請すること。
 - イ 派遣された隊員は、安中警察署長の指揮下で活動すること。
 - ウ 安中警察署長は、妙義山警備隊の派遣を受けた場合は、速やかに、地域課長にその概要を通報すること。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、山岳救助隊の運用に関して必要な事項は、地域課長が定めるものとする。

別記様式省略